「指定航空従事者養成施設等における単独飛行時間の運用について」の制定に関する
パブリックコメントの結果について

令和８年４月２２日
国土交通省航空局安全部
安　全　政　策　課

１．定めようとしていた命令等の題名

指定航空従事者養成施設等における単独飛行時間の運用について

２．公示した命令等の案の当該公示の日

令和元年６月３日

３．意見募集方法の概要

（１）意見募集の周知方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）での公表

（２）資料の入手方法

インターネットによる上記ページの閲覧、国土交通省航空局安全部運航安全課にて配布

（３）意見提出期間

令和元年６月３日から令和元年７月３日まで

（４）意見提出方法

電子メール、ファックス、郵送

（５）意見提出先

国土交通省航空局安全部運航安全課

４．意見募集の結果

意見提出数：３件

５．寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙のとおり

なお、この意見募集に係る通達（案）については、現時点では制定しないこととしました。

以上

別紙

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
国空乗 390 号航空機乗組員飛行日誌記入要領を改正して、本要領案を取り込むべきではないか。	本要領案は、現時点では制定しないこととし、今後の必要性を踏まえて検討を行うこととといたします。
教育課程への記載を義務付けるのであれば、空乗第 1197 号航空従事者養成施設指定申請・審査要領に本要領案を取り込むべきではないか。	本要領案は、現時点では制定しないこととし、今後の必要性を踏まえて検討を行うこととといたします。
海外で訓練を実施中の者も存在するため、十分な猶予期間を設定して欲しい。	本要領案は現時点で制定しないこととしたため、いただいたご意見については、今後本要領案を検討する際の参考といたします。